

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会

東京都特別区における マイナンバー紐付け等の現状について

令和3年8月5日（木）

東京都

固定資産税事務におけるマイナンバー付番・紐付け状況

- 東京都は住民基本台帳事務を所管していないため、マイナンバー付番にあたっては、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）を活用
- 住基ネットで取得したマイナンバー、基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）は、税務基幹システムにおける「あて名管理」システムで管理
- 固定資産税や不動産取得税など各税目システムは、納税者ごとに名寄せされて、あて名管理システムと紐付けされており、あて名管理システムを介して、マイナンバー情報を参照可
- マイナンバーの付番は筆頭者のみであり、共有者に対しては行っていない（システム上、共有者は「あて名管理」情報を有していないため）
- 固定資産税におけるマイナンバー付番状況は
 - 土地・家屋 . . . 約80%
 - 償却資産 . . . 約75%

固定資産税事務におけるマイナンバー付番・紐付け状況

<あて名管理システム>

<各税目システム>

納税者情報管理

番号情報

あて名番号：123456789X
個人番号：112345678912

公簿情報

氏名：東京 太郎
住所：東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
生年月日：昭和50年4月1日
性別：男性
生存状況：生存 死亡年月日：空白

固定資産税（土地・家屋）

氏名コード：285781-0
氏名：東京 太郎
住所：東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

不動産取得税

氏名コード：0120222333
氏名：東京 太郎
住所：東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

自動車二税

登録番号：品川44だ1278
氏名：東京 太郎
住所：東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

滞納整理

総括番号：25781101
氏名：東京 太郎
住所：東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

- ・マイナンバー取得（初期突合）
- ・（取得後）定期メンテナンス

住民基本台帳ネットワーク

マイナンバーの具体的な活用状況

固定資産の所有者の死亡の捕捉に活用

- 住民基本台帳事務を所管していない東京都の課題として、固定資産の所有者の死亡事実の把握が非常に困難
- 従前は、納税通知書の返戻、税の未納、相続人からの問合せ等を端緒に死亡の事実を捕捉していたが、令和元年12月から、マイナンバー情報の活用を開始
- 具体的には
 - ・ マイナンバー取得時及び定期メンテナンス時に、住基ネット情報から「生存状況」と「死亡年月日」を取得
 - ・ あて名管理システムから、「納税者情報管理」に「死亡年月日」が有り、固定資産税と紐付けされているデータを抽出し、一覧化（月約1,000件）
 - ・ このデータをもとに、職員が住民票・戸籍調査等を行い、「現に所有する者」を特定

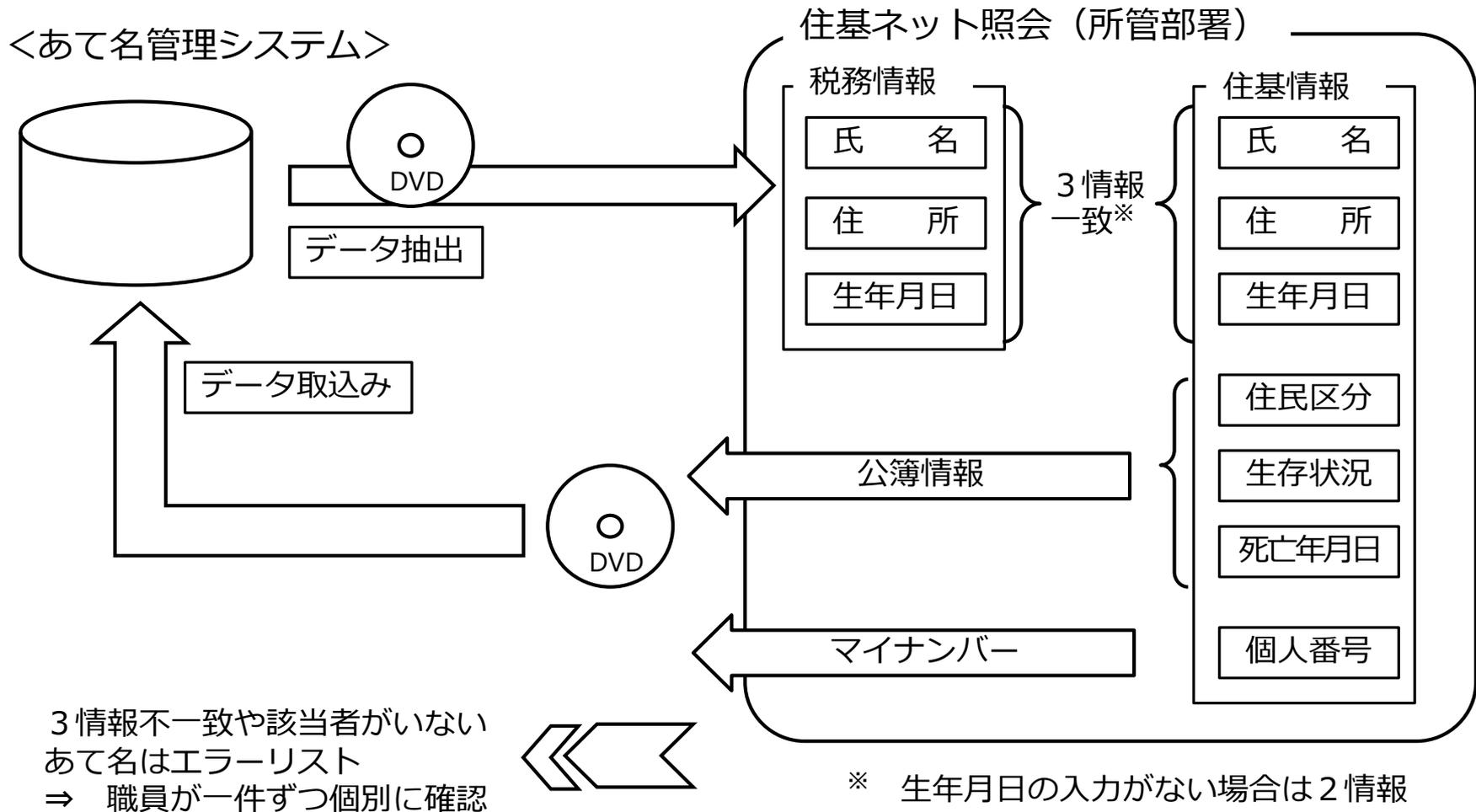
マイナンバー取得の具体的な流れ、工夫①

- あて名管理システムから、住基ネットと突合するデータを抽出
 - ・ 抽出情報：あて名番号、氏名、住所、生年月日※、マイナンバー※
※はデータがある場合のみ
 - ・ 抽出対象：
 - ①新規に作成されたあて名（都内分は毎月、都外分は4カ月おき）
 - ②住所等の異動があったあて名（都内分は毎月、都外分は4カ月おき）
 - ③既にマイナンバーが付番されているあて名（約1～2年おき）
- 住基システムの所管部署（総務局行政部）において、住基ネットと一括照会
 - ・ 都内分 . . . 都が管理するサーバ
 - ・ 都外分 . . . J - L I S 側のサーバ
- 突合処理で情報が合致した場合は、マイナンバー、基本4情報のほか、住民区分（日本人／外国人）や生存状況、死亡年月日等の情報を受領し、税務基幹システムに取り込み

マイナンバー取得の具体的な流れ、工夫②

- 突合処理で情報が合致しなかった場合は、職員が一件ずつ個別に確認を行い、その結果同一人であることが明らかになったものは、住基データを取込み（合致しない主なケース）
 - ・ 住基側の漢字が外字の場合（税務基幹システムで扱う漢字が J I S 第 2 水準までのため）
 - ・ J I S 第 2 水準内でも、異字体の表記のゆれで、住基側との漢字が異なる場合（「邊」と「邊」など）
 - ・ 税務基幹システム登録の住所が、引っ越し前の住所や事業所住所などの場合
- マイナンバー取得後は、概ね 1 ～ 2 年に一度、マイナンバーをキーに住基ネット照会を行い、最新の情報に更新（定期メンテナンス）
- データ突合の確度を高めるため、納税通知書の返戻調査等で公簿情報の確認を行った場合には、「あて名管理」情報に氏名、住所、生年月日の 3 情報を登録

マイナンバー取得の具体的な流れ、工夫



マイナンバー取得に関する課題

- 住基ネットへの照会は都庁内各部門でもニーズがあり、住基ネットサーバーのキャパシティや住基システム所管部署の事務負担を踏まえ庁内で調整され、主税局で照会可能な件数の上限が定められている
- そのため、限られた件数の中で、主税局全体で一定の優先順位により住基ネットへの照会を行っているため、例えば、納税通知書発送前に照会を行い、最新の住所にデータ更新を行うなどの、固定資産税の実務に即した活用ができないといった課題あり
- 住基ネットとのデータ突合では、不動産登記情報（氏名、住所の2情報）をもとに行っているため、漢字表記のゆれ等により情報が一致せず、マイナンバーを取得できないといった課題がある
- また、同姓同名で、同一住所に居住している別人がいる場合、マイナンバーの紐づけができない
- 償却資産については、申告書の住所欄に事業所住所が記載された場合は、住所情報が一致せずに、マイナンバーの取得ができない

マイナンバー紐付けに当たっての要望

- 不動産登記にマイナンバーを識別情報として付していただきたい。それが実現するまでの間は、「検索用情報」として個人の申請者から取得予定の「生年月日」の情報を提供いただきたい
- 償却資産申告書（償却資産課税台帳）に公簿情報（住所、生年月日）を記載する欄を設けていただきたい